

民生委員・介護支援専門員(ケアマネジャー)の情報共有について
「『情報共有同意書』に基づく個人情報共有のルール」の運用開始について

7月1日から、港区社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画（見守り実施部会）及び地域包括ケア推進会議（地域課題検討部会）において協議が行われてきました、地域の高齢者をネットワークで支えるための「『情報共有同意書』に基づく個人情報共有のルール」について、運用を開始することとなりました。

この個人情報共有のルールは、本人の同意に基づき民生委員と介護支援専門員(ケアマネジャー)が、港区内の対象となる高齢者について必要な情報を共有し連携して支援することを目的としています。そしてこの連携の構築は、地域の見守り活動を支える仕組みづくり及び地域包括ケアシステムを構築する上で必要な取り組みでございます。

港区内の高齢者の方に関わる民生委員・介護支援専門員におかれましては、「『情報共有同意書』に基づく個人情報共有のルール活用のための留意点」をご覧ください、積極的に活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

■ [「個人情報共有同意書」のダウンロードはこちらから](#)

※使用にあたって、ご不明な点等がある方は、港区社会福祉協議会までお問い合わせください。

[問い合わせ先]

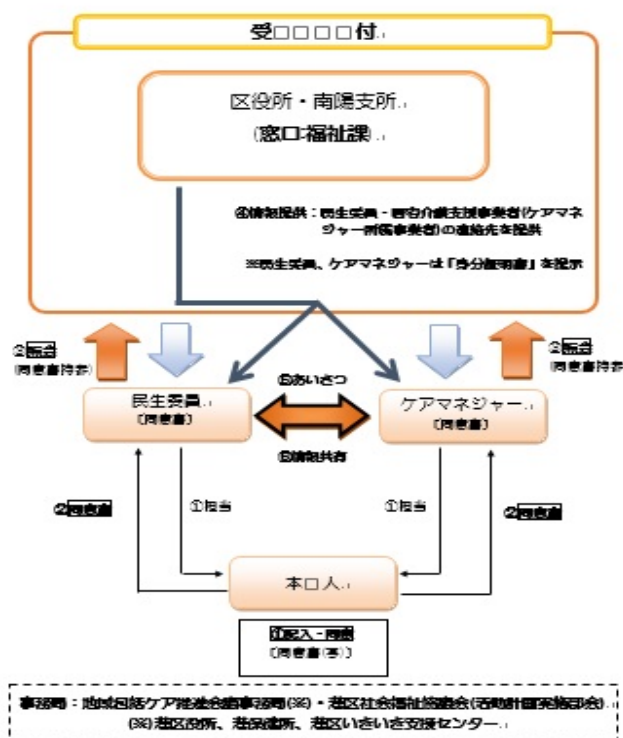
- 港区社会福祉協議会 見守り実施部会（担当：名畑・石原）
〒455-0014 港区港楽二丁目6番32号 港区在宅サービスセンター内
電話 052-651-0305 FAX 052-661-2940（港区社会福祉協議会）
- 港区地域包括ケア推進会議事務局（担当：森）
電話 052-654-9691 FAX 052-651-1190（港区役所福祉課）

『情報共有同意書』に基づく個人情報共有のルール


活用のための留意点

1. 『情報共有同意書』の対象者（ご本人）は、港区在住のおおむね65歳以上のひとり暮らしの方、及び75歳以上で構成された世帯の方とします。（民生委員の訪問対象者であり介護保険制度の介護認定を受け介護支援専門員（ケアマネジャー）とケアマネジメント契約を取り交わしている利用者を対象とします。）
2. 『情報共有同意書』は、民生委員及び介護支援専門員（ケアマネジャー）がご本人または代理人からの同意を得るに基づき作成されます。
3. 『情報共有同意書』の保管は、本人から同意を得た民生委員及び介護支援専門員（ケアマネジャー）にて保管ください。また、写し（コピー）を本人へお渡しください。
4. 民生委員または区役所に届け出された居宅介護支援事業者が交代した場合は、改めて本人より同意を得てください。引継ぎの際には、民生委員と介護支援専門員（ケアマネジャー）が連絡を取り合うことに同意を得ていたことを説明ください。
5. 民生委員及び介護支援専門員（ケアマネジャー）は、お互いの連絡先が分かります。ご本人との関わりで必要がある場合にお互いに連絡を取り合います。民生委員と介護支援専門員（ケアマネジャー）は顔の見える関係をつくるように相互に連携します。なお、連絡を取り合う際には、必要な情報のみを共有するものとし本人のプライバシーについて十分に配慮してください。

「個人情報共有のルール」イメージ図



(参考) 港区版 個人情報共有のルールづくりについて

| | |
|----------------------|--|
| <p>背景と経緯</p> | <p>○港区「民生委員と介護専門職とのネットワークづくり」 …合同研修などを実施し、お互いの顔の見える関係づくりを進めてきた。</p> <p>〔 お互いの役割を知る中で、民生委員と介護専門職の中でもとりわけケアマネジャー（介護支援専門員）との情報共有によって、見守りを必要とする高齢者をより効果的に支援することができるとの意見を多数いただいた。〕</p>  <p>○港区社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画「見守り部会」 港区地域包括ケア推進会議「地域課題検討部会」 …「個人情報の共有」という地域課題を解決し、見守り活動を支えるルールづくりについて協議を重ねてきた。</p> <p>〔 民生委員とケアマネジャーが見守りを必要とする高齢者についてお互いに連絡を取り合うことができ、お互いの情報を共有し合いながら連携して支援することができるよう、「『情報共有同意書』に基づく個人情報共有のルール」を策定した。〕</p> <p>《参考》港区の民生委員のみなさんに実施したアンケート</p> <ul style="list-style-type: none">・新たに連携をしたい関係者：ケアマネジャー（47.0%）・個人情報の第三者提供に関する同意方法：同意書（60.1%） 口頭（14.6%） <p>「見守りに関する民生委員へのアンケート結果報告（平成27年3月）」より</p> |
| <p>ルールを策定した目的と趣旨</p> | <p>《目的》 港区における見守りの必要な高齢者の本人同意に基づき、民生委員とケアマネジャーが、必要な情報を共有することにより連携して見守り支援をすることを目的とする。</p> <p>《趣旨》 港区において、民生委員とケアマネジャーをはじめとする介護専門職とのネットワークを構築し、見守り活動のすそ野を広げ、民生委員の負担を少しでも軽減するとともに、地域包括ケアの推進を図る。</p> |

| | |
|---------------------------|--|
| 骨子 | <p>《情報共有による連携》 ○見守りをしている高齢者の担当民生委員とケアマネジャーが、港区内で共通のルールに基づく「情報共有同意書」を足掛かりとして、相互に連絡を取り合うことによって、情報共有をすることができる。</p> <p>《相手先情報の提供》 ○見守りをしている高齢者の担当民生委員又はケアマネジャーが不明な場合は、区役所が仲介することによって、相手先について情報提供をする。</p> |
| 民生委員とケアマネジャーが連絡を取り合うまでの流れ | <p>(1) 本人等に対する「情報共有同意書」の趣旨と内容について説明 (2) 本人等が「情報共有同意書」の必要事項を記入 民生委員及びケアマネジャーについても記入 (3) 民生委員及びケアマネジャーが分からない場合は、区役所に照会 (4) 「情報共有同意書」に本人が署名 ア 民生委員及びケアマネジャーが把握できている場合 …記入の済んだ「情報共有同意書（写し）」を本人が保管 イ 民生委員及びケアマネジャーが分からない場合 …同意を得た「情報共有同意書」を区役所に持参し、身分証明証を提示のうえ照会を受ける。 記入の済んだ「情報共有同意書（写し）」を本人が保管 ※「情報共有同意書」原本は、同意を得た民生委員又はケアマネジャーが保管する。 (5) 民生委員及びケアマネジャーは、双方で連絡をとり顔合わせを行うなどして、「情報共有同意書（写し）」を相手の民生委員及びケアマネジャーへ渡し、以後、支援に必要な情報について随時連絡を取り合う。</p> |
| 実施主体 | <p>港区社会福祉協議会 港区地域包括ケア推進会議事務局 (区役所・保健所・いきいき支援センター)</p> |
| 関係通知等 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員法 ・民生委員・児童委員の選任について（平成 22 年 2 月 23 日 厚労省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局長通知） ・要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成 19 年 8 月 10 日 厚労省関係課長連名通知） ・地域において支援を必要とするものの把握及び適切な支援のための方策等について（平成 24 年 5 月 11 日厚労省社会・援護局地域福祉課長通知） ・消費者庁「よくわかる個人情報保護のしくみ《改訂版》」 ・名古屋市個人情報保護条例の解釈及び運用 |

問い合わせ：港区社会福祉協議会（港区在宅サービスセンター内）

電話 052-651-0305